

# 仕 様 書

## 第 1 委託件名

平成 31 年度 島しょ地域縁結び観光に係る魅力開発及び発信事業業務委託

## 第 2 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

## 第 3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

## 第 4 目的

出会いや縁結びを目的とした、東京都島しょ地域を観光する旅行商品の造成・販売促進と観光 PR により、国内在住の 20 歳代から 40 歳代を中心とした旅行者を島しょ地域への誘客を促進する。島しょ地域に新しい観光の魅力を付与することで、旅行目的地としての認知度向上を図り、島外からの旅行者の新たな観光意欲を喚起する。

## 第 5 定義

本仕様書で使用する「島しょ地域」とは、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島及び母島の 11 島をいう。

「島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト」とは、都と TCVB が実施している、本委託、旅行商品の造成・販売支援事業、ハード整備・ソフト事業補助を含む一連のプロジェクトをいう。

## 第 6 委託業務内容

### 1 全般について（事業主旨について）

国内在住の 20 歳代から 40 歳代を中心とした旅行者（以下、事業対象者という）を島しょ地域へ誘客するために、以下 2～4 の施策を企画・実施すること。

### 2 縁結び観光プランナーの派遣

縁結び観光プランナー（専門家）を選定し、本事業の取組に関する全体監修を行うこと。

#### （1）縁結び観光プランナー要件

島しょ地域に関する知見を有し、地域観光資源の発掘、コンサルティング、及び情報発信を専門としている者もしくは団体であること。

(2) 縁結び観光プランナーの役割

- ア 本委託事業の全体監修を行うこと。
- イ 島しょ地域の縁結び観光資源の開発・磨き上げを行い、各地域が展開することが出来るよう、自治体や観光協会へ赴き、提案・各種調整を行うこと。
- ウ 以下4「情報発信」において、冊子・動画・WEB ページの内容作成やデザインに関して助言を行うこと。また、その他有効的な媒体の選定に当たって、助言を行うこと。
- エ 次年度以降、各地域が継続的に商品造成や情報発信等行えるよう、本委託で得られた知見や手段を記録として残し、各地域及び旅行事業者等へフィードバックすること。フィードバックの方法は、提案の上、TCVB と協議し決定すること。

(3) 派遣対象団体

大島・新島・式根島・神津島以外の島しょ地域

(4) 派遣回数

計 10 回程度

3 旅行事業者向けの PR ツールの作成

縁結び観光プランナーが開発・磨き上げをした縁結び観光資源に関して、旅行事業者等が島しょ地域での縁結びをテーマとしたツアーを造成するにあたり、参考となるような資料を作成し、旅行事業者に対し広く PR を行うこと。取材、調査、原稿作成、写真等の素材収集等にかかる諸作業は委託内容に含むものとし、その費用は委託費に含む。

(1) コンテンツ

以下の内容をまとめたものとする。

- ア 縁結び観光プランナーが開発・磨き上げをした縁結び観光資源の紹介
- イ 縁結び観光資源を活用したモデルルートの提唱
- ウ その他、TCVB と協議の上決定すること

(2) 規格

A4 サイズ想定とし、冊子または電子データ等、旅行事業者に提供しやすい形式を提案すること。

(3) 配布時期・配布先

TCVB と協議の上決定すること。

(4) 言語

日本語のみとする。

#### 4 情報発信

事業対象者に対して島しょ地域の魅力を広く PR し、誘客することを目的として、冊子、動画及び WEB ページの制作を行うこと。

##### (1) 冊子の制作

以下のアからクまでの内容を踏まえ、企画・提案し、既存のブランドを活用した冊子の原版を作成すること。取材、調査、原稿作成、写真等の素材収集等、原版作成にかかる諸作業は委託内容に含むものとし、その費用は委託費に含む。

ア 島しょ地域における観光資源（観光スポット、グルメ、体験、お土産等）についての情報収集・整理及び取材

島しょ地域（11 島）における観光資源（観光スポット、グルメ、体験、お土産等）について、縁結び・出会いをテーマとして情報収集・整理をし、取材を行うこと。情報収集に当たっては、自治体や観光協会等と連絡調整の上、掲載情報等を検討すること。

イ 原稿作成・内容

アで行った情報収集・整理・取材を基に、次の①～③について原稿を作成すること。

- ① 縁結び・出会いに関連する、島しょ地域における観光資源（観光スポット、グルメ、体験、お土産等）
- ② 島内観光のモデルルート（所要時間や島内での交通手段といった情報も含む）
- ③ 都又は TCVB が実施する島しょ地域の事業に関連する情報

ウ デザイン

事業対象者が手に取って読んでみたくなるデザインにすること。島しょ地域の魅力が一目で伝わるようなデザインで、写真を積極的に使用した紙面とすること。表紙デザイン及び紙面デザインはそれぞれ複数案制作し、TCVB と協議の上決定すること。

エ 規格等

- ① カラー 4 色とすること
- ② 折り方は、中綴じとすること。
- ③ サイズは、ハンディサイズとすること（A5 判、B5 判、変形、縦・横等提案可）。
- ④ 総頁数は、32 頁程度とすること（表紙・裏表紙を含む）。
- ⑤ 使用材料等は、再生コート紙または再生マットコート紙とすること（表紙 110kg、本文 50kg 程度等提案可）

オ 配布時期・場所及び部数

- ① 配布開始時期は TCVB と協議の上決定すること。
- ② 配布場所は提案すること（雑誌への挟み込み、飲食店、民間の結婚相談所、鉄道駅のラック等）。他に、TCVB（500 部程度）、東京観光情報センター（都内 5 箇所、合計 1,000 部程度）、各島の観光協会（合計 4,000 部程度）、竹芝客船ターミナル等にも設置・配布すること。配布先は受託者にて調整するものとし、配布先や部数は、TCVB と協議の上決定すること。
- ③ 印刷部数は、10 万部程度とすること。冊子の在庫を管理する場所を確保する

こと。保管に必要な経費も含めること。

- ④ 電子書籍媒体での閲覧、配布についても検討すること。

#### カ 言語

日本語のみとする。

#### キ 留意点

- ① 情報収集等により得られた有益と思われる内容を適宜提案し、TCVB と打合せの上盛り込むこと。
- ② 冊子掲載の文章は、公共の制作物の出典になり得る資料により作成すること。また、TCVB が確認のため、出典資料を求めたときには、速やかに提出すること。
- ③ 第三者の著作物を利用して作成する場合は、一部改編して掲示・配布する等の利用及び利用方法についても第三者の許諾を得ておくこと。

#### ク 掲載許可

- ① 掲載する内容、写真については受託者が各関係施設に直接、依頼及び確認を行い、掲載すること。また、以下の②についても合わせて伝え、掲載の承認を得ること。
- ② 本委託による成果物について、東京の観光に資することを目的として、TCVB が別途指定する PR ツール(紙媒体及び電子媒体)に掲載する場合がある。

### (2) 動画の制作

動画撮影を行い、WEB ページや SNS 等にて情報発信を行うこと。

#### ア デザイン・構成

- ① 冊子や WEB のデザインイメージと連動させたものとする。
- ② 縁結びやパワースポットといった要素をとりこむこと。
- ③ 15 秒、30 秒、60 秒等 3 バージョン程度作成すること。

#### イ コンテンツ

- ① 各島の観光資源（観光スポット、グルメ、体験、お土産等）

#### ウ 動画素材の撮影

- ① 動画を制作するための、素材を収集し、撮影の内容については受託者の提案を基に TCVB と協議のうえ決定すること。
- ② 撮影場所については、動画の撮影に適しているか、最適な時期に撮影許可が下りるか等を事前に調査の上で提案し、TCVB と協議のうえ決定すること。撮影及び動画配信の事前許可取得にかかる費用は、委託料に含む。

#### エ 言語

日本語のみとする。

#### オ 動画の加工

イベントや PR 等での活用を踏まえ、汎用性のある形式で納品すること。なお、動画素材は今後 TCVB が他の事業等で PR を行う際、一部を切り出して WEB サイトやパンフレット等で使用できるように権利関係を整理して納品すること。

## カ 放映

制作した動画を、WEB ページや SNS 等で放映するとともに、発信力・影響力のある動画サイトで配信すること。その他、ターゲットが島しょ地域を知るきっかけ作りとなる有効的な媒体があれば提案し、TCVB と協議の上決定し、情報発信を行うこと。

## (3) WEB ページの制作

### ア 実施体制について

本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

### イ サイトの運営について

- ① 受託者が用意するサーバーにて運営管理すること。
- ② TCVB が別途支給する平成 31 年度に作成したコンテンツ (HTML 形式) のうち島の基本情報や TCVB 指定の記事等を引継ぐことを原則とし、作成すること。
- ③ WEB ページ開設後、月 1 回以上の更新を行い、開設期間中は 20 程度の新規コンテンツを追加すること。
- ④ 既存の WEB サイトを活用する場合、受託者が独自に有している媒体等を活用すること。
- ⑤ 当該事業のページ来訪者を増やすため、事業対象者からのアクセス数が多い WEB サイトからの導線を提案し、実施すること。
- ⑥ 公開期間中のアクセス数の目標を設定し、来訪者を増やすための SEO 対策や SNS 投稿等を実施すること。また、月 1 回程度を目安とし定期的に PV 数の分析報告を行うこと。
- ⑦ サイト内の全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- ⑧ 新たに WEB サイトを立ち上げる場合は、WEB サイトの更新や、掲載項目については、別紙 3 「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」を参考にすること。

### ウ デザイン・構成

- ① 基本的なデザイン及び構成は、TCVB が別途支給する平成 30 年度のコンテンツを引継ぐものとし、事業対象者の目を引くようなものにする。また、写真やイラストを積極的に使用する等、魅力的なサイトとするための工夫・提案を行うこと。
- ② 都や TCVB が実施する他の事業と、TCVB からの要望に合わせて連携し、必要に応じてバナー作成や相互リンク等の対応すること。
- ③ 受託者の有する既存の媒体等も活用し展開すること。
- ④ トップ及び各ページのデザインはそれぞれ複数案制作し、TCVB と協議の上決定すること。
- ⑤ スマートフォン及びタブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンシブデザインとすること。

エ 言語

日本語のみとする。

オ コンテンツ

① トップページ

本事業の主旨等を記載すること。以下②～⑥のページへ飛べるようにすること。

② 平成 30 年度及び平成 31 年度に「島しょ地域縁結び旅行商品造成・販売支援事業」にて採択された旅行商品に関連する情報（各事業者の HP 等へのリンクも貼ること）

③ 観光資源（観光スポット、グルメ、体験、お土産等）等の基本情報

④ 上記第 6 2 において縁結び観光プランナーが開発・磨き上げを行った情報を含む 20 程度の新規コンテンツ

⑤ 観光 PR パンフレット（平成 30 年度「縁結びをテーマとした島しょ地域の情報発信業務委託」にて制作した観光 PR パンフレットのデジタル版）

⑥ 4（1）（2）で作成する冊子及び動画

⑦ 島しょ各地域へのアクセス

⑧ その他、TCVB と協議の上決定すること

カ 開設時期

平成 31 年 6 月頃とする。

キ 平成 32 年度以降の引継ぎについて

平成 32 年度以降、受託者が変更になった場合でも、継続的に運営できるよう引継書を作成し、新たな受託者に確実に引継ぎを行うこと。既存の WEB ページを活用した場合は、オのコンテンツ等を引継ぐこと。新たに WEB ページを作成した場合は、コンテンツ等のみならず、PV 数の集積システム等も含むこと。

（4）その他について

上記（1）から（3）の他に、ターゲットが島しょ地域を知るきっかけ作りとなる有効的な方法を提案し、TCVB と協議の上決定し、情報発信を行うこと。

## 第 7 実施報告結果

受託者は、全ての工程終了後に、全体（「第 6 委託業務内容」の内容）をまとめ、以下 1, 2 を作成して提出すること。内容や体裁については、TCVB と協議の上、決定すること。

1 報告書 2 部

原則として、Microsoft Office（A 4 版、横書きカラー）で作成すること。

内容や体裁等については、TCVB と協議の上、決定すること。

## 2 報告書類の電子データ一式（CD-R、DVD-R等） 2部

「Microsoft Word2010」以上、「Microsoft Excel2010」以上または

「Microsoft Power Point2010」以上のいずれかによる。

原稿及びイラストデータについてはPDFデータ及び編集可能なデータ形式(拡張子ai等)とすること。

データについては、全ファイルウイルスチェックの上、CD-R、DVD-R等に保存し提出すること。

また、上記には本事業受託にて得た全ての写真データを含むものとする。ただし、肖像権・著作権、その他の権利を侵害しないものは除く。

## 第8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 第9 制作物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物及び委託業務にて取得したコンテンツ（成果物に含まれない写真等も含む）に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全てTCVBに帰属するものとする。つまり翻案権および二次的著作物の権利についてもTCVBのものとなるよう手配すること。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVBが本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVBは事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめTCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)及び(4)の規定は、第8により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 第10 委託事項の遵守・守秘義務

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。

## 第11 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取扱については、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取り扱いについては、前記「個人情報に関する突起事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 第12 支払い方法

受託者への支払は、委託完了届による TCVB 担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払いものとする。

## 第13 その他

- (1) 受託者は、委託事業の開始に当たって、実施体制及びスケジュールを TCVB に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- (3) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに TCVB に報告すること。
- (4) 本契約の履行に当たり、TCVB が内容変更の必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約内容を変更することができる。
- (5) 委託業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、その都度、TCVB 及び受託者の双方協議により定めるものとする。
- (6) 本契約の履行に関する情報及び資料等について、TCVB が貸与したものは、事故のないよう保管し、契約履行後速やかに返却すること。
- (7) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。

#### (8) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(9) 受託者は、この仕様書のほか、別紙 2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に定める内容に従うこと。

(10) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(11) 本契約は、平成 31 年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し、平成 31 年度東京観光財団収支予算が平成 31 年 3 月 31 日までに東京観光財団理事会で承認された場合において、平成 31 年 4 月 1 日に確定するものとする

### 第 13 連絡先

公益財団法人東京観光財団

地域振興部 事業課

電話： 03-5579-2682

FAX： 03-5579-8785